

令和4年度定期監査について、横手市長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和5年6月1日

## 監査報告書に基づき措置を講じた事項について

種類 令和4年度 定期監査（第3期）

期間 令和4年11月29日（火）～令和5年3月27日（月）

範囲 令和3年度（令和4年1月1日から令和4年3月31日まで）、令和4年度（令和4年4月1日から令和4年12月31日まで）における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況

総務企画部、市民福祉部、建設部

課名等		監査の結果（指摘事項）	措置を講じた事項
総務企画部	人事課	1 服務事務 私有車登録台帳及び振替え（代休）対応簿を決裁していない。	私有車登録台帳及び振替え（代休）対応簿の決裁押印漏れについて、確認・押印をし不備を改善した。
市民福祉部	子育て支援課	1 服務事務 横手市職員の出張に係る交通手段及びその取扱いに関する規程第7条に基づく私有車登録台帳に記載せず、私有車を公務使用している。	指摘後、直ちに記載した。
	高齢ふれあい課（まるごと福祉課）	1 財産管理事務 不用物品の事務処理において、横手市物品規則第27条に基づく不用の決定を行っていない。 2 服務事務 私有車の公務使用において、横手市職員の出張に係る交通手段及びその取扱いに関する規程第7条に基づく私有車登録台帳を整備していない。	1 財産管理事務 指摘後、直ちに決定処理を行った。 2 服務事務 指摘後、直ちに当該担当者の私有車登録台帳整備を行った。
	健康推進課	1 補助金事務 事業実績報告書が提出されていない。	直ちに補助金交付団体と連絡を取り、事業実績報告書を作成、提出させた。
建設部	都市計画課	1 補助金事務 交付決定及び事業実績報告書において、決裁権者を誤っている。	今後事務決裁規程を遵守し、適正な事務処理に努める。